

指定障害児通所支援事業所等 御中

沖縄県子ども生活福祉部  
障害福祉課事業指導支援班

## 指定障害児通所支援事業所等における届出等手続きの電子化について

みだしのことについて、事業者の負担軽減及び事務作業の効率化に資するため、届出等の手続きを下記のとおり電子化することといたしますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 電子化する手続き

##### (1) 持参又は郵送により受付していた届出の電子化

以下のアからウの届出については、持参又は郵送による受付を行っているところですが、事業者の負担軽減及び事務作業の効率化を図るほか、電子申請による受付に変更することにより受付日及び受付状況の見える化を推進します（障害児通所支援事業所等以外の障害福祉サービス事業所等については、先行して電子化を実施済み）。

- ア 変更届出
- イ 基本報酬及び加算の届出
- ウ 休止・廃止・再開の届出
- エ 事故報告書

##### (2) 質問票

Excelフォームを提出する方式から電子申請フォームへ変更することにより、メールへの添付を行うことなく提出することが可能となります。

#### 2 留意事項

##### (1) 電子申請対応への猶予期間について

令和4年12月31日までは、「郵送等の紙ベースによる届出」と「電子申請による届出」のどちらでも可能とし、令和5年1月1日からは「電子申請による届出」へ完全移行を予定しています（その際には別途通知いたします）。

##### (2) 猶予期間中において「郵送等の紙ベースによる届出」と「電子申請による届出」の両方による届出がなされた場合の対応について

同じ内容で、「郵送等の紙ベースによる届出」と「電子申請による届出」の両方による届出は行わないで下さい。両方の届出がなされた場合は、「電子申請による届出」のみ対応いたします。

沖縄県子ども生活福祉部  
障害福祉課 事業指導支援班  
TEL：098-866-2190  
メール：aa029017@pref.okinawa.lg.jp